

4. トラブルとその対応事例

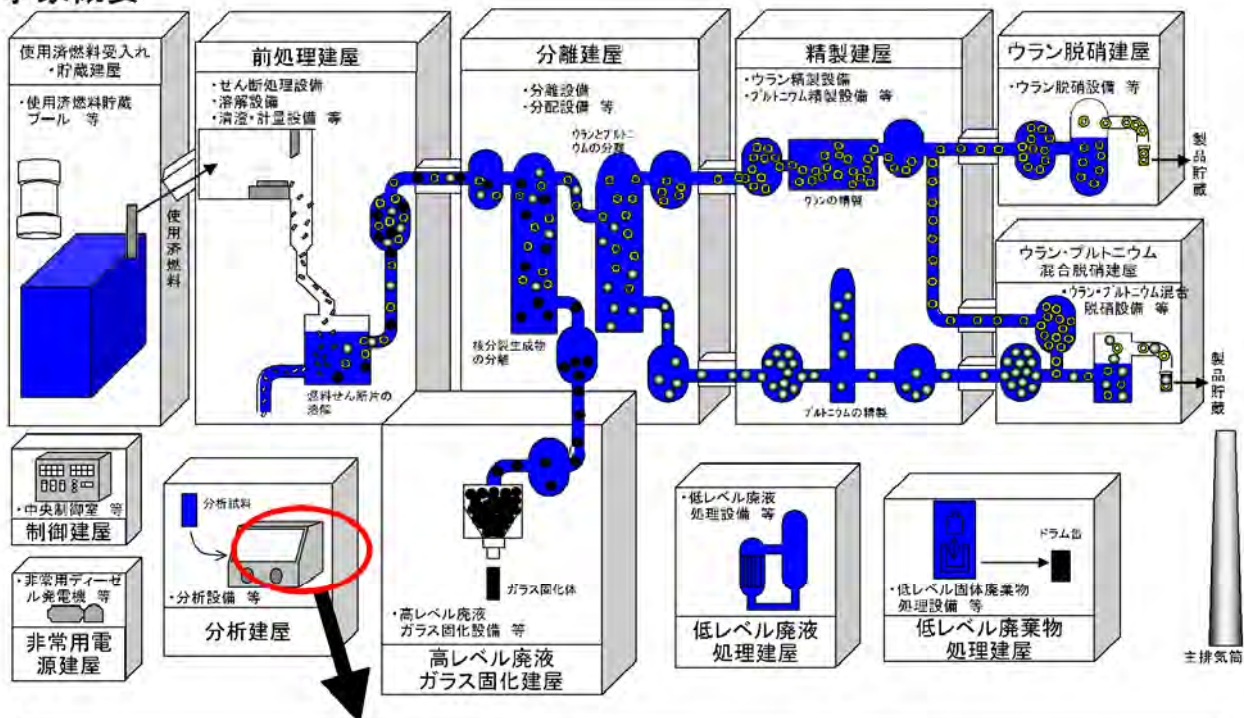
4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (f. 汚染)

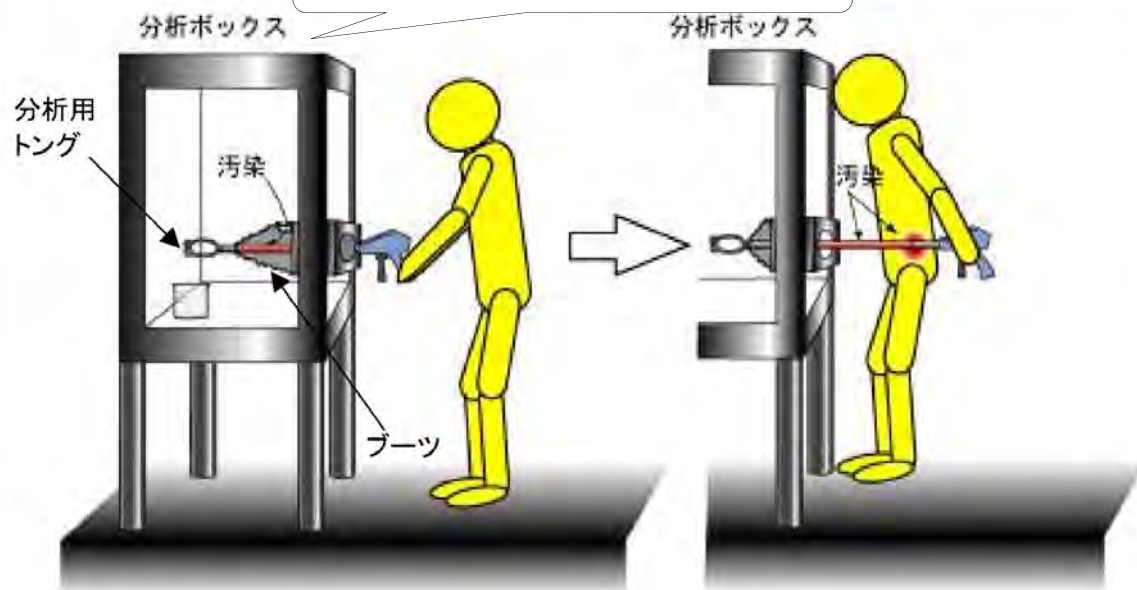
6-15. 分析用器具での分析作業時における汚染																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		分析建屋：分析設備															
(2)設備の概要		工程中の溶液等の成分を分析する設備。															
(3)発生の状況		分析作業中															
(4)概要		分析用トンクを使用した分析作業中に、ブーツが破損し、分析用トンクのシャフト部に汚染が発生した。その汚染した部分に作業員が装着していたゴム手袋、作業衣等が触れ汚染が発生（作業エリア内のサーベイメータ等にて汚染を発見）。また、管理の基準値を超えるエリア汚染があったが、簡易な除染により速やかに汚染を除去。															
(5)原因		運転を継続することにより生じるブーツの劣化による破損。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分析建屋の建屋換気設備が稼働している室内での事象およびそれに伴う復旧作業のため、放射性物質放出等の工場外への影響は生じない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 ゴム手袋および作業衣の汚染であるため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じる可能性がある。 作業員については放射性物質の体内への取り込み、身体汚染、異常被ばく等がないことを確認する。万一身体汚染等が認められた場合は、直ちに除染することによって作業員への安全を確保するため、作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		他工程への影響は生じない。 必要に応じて他の分析ボックスで分析作業を続行出来ることから、他工程への影響は生じない。															
対応の概要		1.汚染の除去を行うとともに、放射性物質の体内への取り込みがないことを確認する。 2.作業エリア内の汚染があれば、定められた手順に従い、汚染を除去する。 3.定められた手順に従い、汚染したブーツの予備品との交換を行う。 4.交換後、分析用トンクを使用した分析作業を再開する。															
公表区分		毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



トンクシャフト部が汚染し、当該部位に作業員のゴム手袋、衣服等が付着し汚染



復旧方法

作業員の汚染がないことを確認するとともに作業区域を除染

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転設備に影響なし

